都道府県医師会 労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事 細川 秀一

二次健康診断等給付の取扱いに係る今後の留意事項等について

新型コロナウイルス感染における二次健診等給付等の取扱いについては「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた労災保険二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて」(令和2年4月28日(保35) (以下、「令和2年4月通知」)により取扱っているところであります。

新型コロナウイルス感染症における位置付けについては、令和6年度以降通常の体制に移行するとされていることから、当該時限的・特例的取り扱いは令和5年度に廃止することとなり、別添のとおり示されましたのでご連絡申し上げます。

当該時限的・特例的取扱いは令和2年4月通知により廃止となりますが、引き続き①二次健康診断等給付の請求期限(一次健康診断から3か月以内)は、新型コロナウイルス感染症等の事情によるものについては、やむを得ない理由として取扱って差し支えないこととし、②特定保健指導についても、通信機器を用いた面接指導が引き続き実施可能とされた上で、留意点(添付資料2参照)が示されております。

貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

「添付資料】

- 1. 二次健康診断等給付の取扱いに係る今後の留意事項について
- (令 6.3.18 基補発 0318 第 4 号 厚生労働省労働基準局補償課長)
- 2. 「労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく面接により行われる医師又は保健師による保健指導」を情報通信機器を用いて実施する場合の留意点ついて
- (令 6.3.18 基補発 0318 第 6 号 厚生労働省労働基準局補償課長)



都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

二次健康診断等給付の取扱いに係る今後の留意事項について

標記について、令和2年4月27日付け基補発0427第1号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う二次健康診断等給付の時限的・特例的な取扱いについて指示していたところ、今般、当該通知を廃止することとした。ついては、今後の取扱いに係る留意事項については、下記のとおりとするので、適切な事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 二次健康診断等給付の請求期限について

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受けた日から3か月以内に行われなければならないが、天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由(以下「やむを得ない理由」という。)があるときは、この限りでないとされているところ、請求期限を徒過した二次健康診断等給付の請求があった場合、その事情がやむを得ない理由に該当するかどうかは個別の判断となるため、請求人等に事情を聴取するなどした上で、慎重に判断すること。

上記について対応した上でも判断が困難な場合は、本省補償課医事係に連絡すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時のように、医療機関が感染症の 拡大防止の観点から、一時的に受診予約を受け付けない等により期限内に受診 できなかった場合は、やむを得ない理由と取り扱って差し支えないこと。

2 特定保健指導について

情報通信機器を用いた面接指導に係る取扱いについては、令和6年3月18日付け基補発0318第6号「「労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく面接により行われる医師又は保健師による保健指導」を情報通信機器を用いて実施する場合の留意点について」に基づき対応すること。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた 二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて

今般、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、また、同4月 16 日に緊急事態宣言の区域変更が行われ、全都道府県がその対象地域とされたことを踏まえ、二次健康診断等給付に係る新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時限的・特例的な対応について下記のとおりまとめたので、管内の健診給付病院等からの照会対応等について遺漏なきを期されたい。

記

- 1 二次健康診断等給付の請求期限について
 - 二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断を受けた日から3か月以内に行われなければならないものの、当該期間内に天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでないこと(労働者災害補償保険法施行規則第18条の19第4項関係)とされているところである。

今般の状況を鑑み、以下のような事由により二次健康診断等給付の請求が3か月を超えたことが確認された場合については、「天災その他請求しなかったことについてやむを得ない理由があるとき」と取り扱って差し支えないこととする。

① 二次健康診断等の受診を予定していた健診給付病院等が、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大予防のため等により、受診予約を受け付けていない場合。

② 地方公共団体の外出自粛要請を受け、二次健康診断等給付の請求ができない場合。

2 特定保健指導について

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、面接によりおこなわれることとされている(労働者災害補償保険法第26条第2項第2号関係)が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、対面に限らず、テレビ電話等の情報通信機器を用いた指導を行っても差し支えないこととする。

ただし、面接指導の趣旨を踏まえ、原則労働者の表情や仕草が見られる環境で行うことが望ましく、メールによる指導の実施は認められないものとする。

3 その他

今回の特例的な取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束するまでの間の時限的な取扱いであり、取扱いを終了する際には再度通知することとする。また、本件事務を行うにあたり、判断に迷う場合があれば、医事係に照会すること。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

「労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく面接により行われる医師又は保健師による保健指導」を情報通信機器を用いて実施する場合の留意点について

標記について、情報通信機器を用いて面接指導を行うことへの需要の高まりを踏まえ、今般、「労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく面接により行われる医師又は保健師による保健指導」(以下「特定保健指導」という。)について、情報通信機器を用いて行うことを可能とするとともに、留意点を下記のとおりまとめたので、管内における労災保険二次健診等給付医療機関(以下「健診給付医療機関」という。)から照会があった場合は、その対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な考え方

情報通信機器を用いて特定保健指導を行うに当たっては、労働者の状況確認 や必要な指導が適切に行われ、対面で行う場合と同程度の質が確保されるよう、 下記2の事項について留意して行う必要がある。

ただし、実施する医師又は保健師が必要と認める場合には、直接対面によって 行われる必要がある。

2 情報通信機器を用いた特定保健指導の実施に係る留意事項

(1) 実施体制

実施者は、情報通信機器の使用方法や労働者との意思疎通について、十分な技量を有することが求められること。

また、実施に当たっては、健診給付医療機関を利用するなど、機器の的確な利用や通信環境が確保された実施体制が求められること。なお、労働者の利便性確保の観点から、労働者が自らの家庭で面接指導を受けることは可能である。

(2) 特定保健指導に用いる情報通信機器の要件

- ① 特定保健指導を行う医師又は保健師と労働者とが相互に表情、顔色、声、 しぐさ等を確認できるものであって、リアルタイムの映像と音声の送受信 が常時安定し、かつ円滑であること。
- ② 情報セキュリティ(外部への情報漏洩の防止や外部からの不正アクセス 防止)が確保されること。
- ③ 労働者が特定保健指導を受ける際の情報通信機器等の操作が、複雑、難解なものでなく、容易に利用できること。

(3) 個人情報の保護等

実施時に個人情報及び特定保健指導の内容が外部に漏えいすることがないよう、個人情報の保護に十分に配慮するとともに、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)に準拠した情報管理など、個人情報保護に必要な措置を講じる必要があること。

また、プライバシーが保たれるように、実施者側、労働者側ともに、録音、 録画、撮影を同意なしに行うことがないように確認すること。加えて、使用す るシステムのセキュリティポリシーを適宜確認し、必要に応じて労働者に説 明すること。

(4) 本人確認

実施者と労働者の本人確認を的確に行うこと。本人確認の方法として、実施者については、その氏名及び所属を示す書類等を提示する等の方法が挙げられる。労働者については、その氏名、生年月日及び連絡先(電話番号、住所、勤務地等)を実施者において照合する等の方法が挙げられる。

(5) その他

情報通信機器を用いた面接指導は、労働者の利便性向上や効率的な面接指導の体制の確保の観点から導入するものであるので、実施のために労働者が機器等を購入することがないように対応する必要があること。

その他、実施に当たっては、「労災保険二次健康診断等給付担当規程」及び その別添「特定保健指導の実施基準」に基づき実施すること。